

音声認識アプリケーションの運用について

1 目的

音声認識アプリケーションを使用し、音声をテキストデータ化（文字化）することにより難聴者・失聴者等への傍聴支援に資する。

2 仕組み

マイクを通して収録した音声を管理用端末から音声認識クラウドサーバ（UDトーク）に通信し、テキストデータを生成する。傍聴者は、管理用端末・クラウドサーバを介して貸出し用タブレット端末に表示されるテキストデータを閲覧することができる。

3 対象の会議

本会議を対象とする。

- (1) 傍聴者は、貸出し用タブレット端末を用いてテキストデータを閲覧する。
- (2) 傍聴者が自身の所有する私物端末でUDトークを使用する場合は、テキストデータ受信のためのQRコードの提供は行わない。（管理用端末・クラウドサーバを介して作成されるテキストデータは、私物端末へは送信しない。）
- (3) 議員が会議中にsidebooks用に貸与しているタブレット端末または議員自身の私物端末を用いて、UDトークを使用する場合もテキストデータ受信のためのQRコードの提供は行わない。
- (4) 傍聴者および議員が、貸出し用タブレット端末以外の端末で、UDトークまたはその他の音声認識アプリケーションを会議中に使用する場合は、録音類似行為にあたるため、議長の許可を要するものとする。
- (5) 委員会については、音声機器の構成上、音声認識の精度・効果が低くタブレットの貸出しを行える状態ではないため、当面は行わない。

4 貸出し用タブレット端末および通信

Ipad Pro 12.9インチ 3台 通信は端末LTE回線（議会用wifiは使用しない。）
※傍聴者からの利用申請により先着順に貸し出す。

5 使用条件

使用に際しては、次の事項を了承していただくことを前提とする。

- (1) 音声認識は補助的な機能であるため、音声認識結果の正確性や利用者の期待する効果を保証することはできないこと。
- (2) 諸条件により音声認識率（文字化率）が悪いことがあること。
- (3) タブレットに表示される文字化データは、あくまでも音声認識アプリケーションが生成したもので、後日作成する会議録とは異なるものであること。

- (4) 音声認識により生成された文字化データは、提供できない。文字化データは、概ね2週間後に区議会ホームページに掲載の会議録速報版を利用いただくこと。

6 テキストデータの取り扱い

- (1) 管理用端末を介して生成されるテキストデータは、議長が調製する会議録とは一切関連を持たないものとして取り扱う。
- (2) 前記(1)のテキストデータの公開は、品川区情報公開・個人情報保護条例（平成9年品川区条例第25号）に基づく公開請求の場合を除き、行わないものとし、本会議終了後に議長が調製する会議の記録をもって品川区議会の会議録とする。
- (3) 前記(1)のテキストデータは、品川区議会ホームページに会議録速報版が掲載されたときに廃棄削除する。

7 実施時期

令和元年第4回定例会から運用する。

品川区議会音声認識アプリケーション使用基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、音声認識アプリケーションを活用した本会議の傍聴支援について、必要な事項を定めるものとする。

（使用条件）

第2条 音声認識アプリケーションは、本会議における傍聴者へのヒアリング支援を目的に使用するものとする。

- 2 前項のヒアリング支援は、品川区議会が音声認識のために用いる管理用端末および音声認識クラウドサーバ（以下これらを「管理用端末等」という。）を介して傍聴者に貸与する音声認識貸出し用タブレットにテキストデータを表示させることにより行う。
- 3 音声認識アプリケーションの使用は、あくまでもヒアリングを補う代替支援として活用することを前提とし、音声認識結果の正確性および利用者の期待する効果を保証するものではないことを条件とする。
- 4 傍聴者が自身の所有する端末で品川区議会が利用するものと同じのアプリケーションを使用する場合は、当分の間、管理用端末等を介して作成されるテキストデータ受信のためのQRコードの提供は行わない。
- 5 前項に規定する場合および傍聴者が任意の音声認識アプリケーションを自身の端末で使用する場合は、録音類似行為として品川区議会傍聴規則（昭和43年品川区議会規則第1号）第8条に規定する議長の許可を受けるものとする。
- 6 前2項の規定は、議員が品川区議会が貸与しているタブレット端末およびそれ以外の端末を会議中に使用する場合においても同様とする。

（使用の手続）

第3条 本会議の傍聴者が音声認識貸出し用タブレットを使用しようとするときは、音声認識貸出し用タブレット利用申請書（別記様式）により議長に申請するものとする。

- 2 前項の申請は、本会議当日の1時間前より先着順（3人まで）により受け付ける。
- 3 前2項の規定により傍聴者が音声認識アプリケーションを使用し、傍聴しようとするときは、品川区議会傍聴規則第8条に規定する議長の許可は不要とする。

（使用承認の取消し等）

第4条 議長は、音声認識貸出し用タブレットを使用させるにあたり管理上支障があると認めるときは、使用の承認を取り消し、または使用を停止することができ

る。

(返却)

第5条 第3条の規定により音声認識貸出し用タブレットの貸出しを受けた者は、その使用を終了したときは、速やかにこれを区議会事務局に返却しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、または使用を停止されたときも同様とする。

(テキストデータ)

第6条 本会議における音声認識アプリケーションの活用に伴い、管理用端末等を介して生成されるテキストデータは、議長が調製する会議録とは一切関連を持たないものとして取り扱う。

2 前項のテキストデータの公開は、品川区情報公開・個人情報保護条例（平成9年品川区条例第25号）に基づく公開請求の場合を除き、行わないものとし、本会議終了後に議長が調製する会議の記録をもって品川区議会の会議録とする。

3 第1項のテキストデータは、品川区議会ホームページに会議録速報版が掲載されたときに廃棄削除する。

(実施時期)

第7条 音声認識アプリケーションを活用した本会議の傍聴支援は、令和元年第4回定例会から実施するものとする。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

音声認識貸出し用タブレット利用申請書

音声認識貸出し用タブレットの利用について、次の事項を了承のうえ、申請します。（※ に を記入してください。）

・音声認識は補助的な機能であるため、音声認識結果の正確性やご利用者の期待する効果を保証することはできません。	<input type="checkbox"/>
・諸条件により音声認識率（文字化率）が悪いことがあります。	<input type="checkbox"/>
・タブレットに表示される文字化データは、あくまでも音声認識アプリケーションが生成したもので、後日作成する会議録とは異なるものです。	<input type="checkbox"/>
・音声認識により生成された文字化データは、提供することができません。概ね2週間程度で会議録の速報版を区議会ホームページに掲載しますので、そちらをご利用ください。	<input type="checkbox"/>
・お帰りの際は、必ずタブレット端末を警備員に返却してください。	<input type="checkbox"/>

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

電話番号[またはファクス番号]

品川区議会議長 あて

※ 職 員 記 入 欄	
タブレット No.	年 第 回 定 例 会
No.	